

# スマホで便利に! 4月から市税などのスマートフォン決済を始めます



4月1日(木)からスマートフォンを使って、公金(市税や保険料、上下水道料金など)の納付ができるスマートフォン決済サービスを開始します。

スマートフォン決済で市が取り扱う公金は次のとおりです(特別徴収を除く)。

| 納付できる公金   | 問い合わせ先                          |
|---|---------------------------------|
| 市・府民税(普通徴収)<br>固定資産税・都市計画税<br>軽自動車税(種別割)<br>国民健康保険料(普通徴収) | 税務課<br>☎983-2481<br>☎983-2698   |
| 後期高齢者医療保険料(普通徴収)  | 国保医療課<br>☎983-2976              |
| 介護保険料(普通徴収)   | 高齢介護課<br>☎983-1328              |
| 住宅使用料(改良・市営)<br>および駐車場使用料                                 | 住宅管理課<br>☎983-5767<br>☎983-1143 |
| 上下水道料金  | 経営課<br>☎983-5216                |

## 対応スマートフォンアプリ

PayPay 請求書払い  
LINE Pay 請求書支払い

### LINE Pay 請求書支払いの利用を一時停止します

本市では、3月17日(水)に市ホームページと市公式SNSでスマートフォン決済の運用開始についてお知らせしましたが、その後、LINE株式会社が提供する無料通信アプリ「LINE」利用者の個人情報、海外の関連会社からアクセスできる状態になっていたとの報道がありました。

スマートフォン決済で使用する「LINE Pay 請求書支払い」は、電子マネーをチャージする際に個人情報を取り扱うことがあるため、安全が確認できるまで、利用を当面停止いたします。

今後の利用につきましては、国の動向を注視しながら、対応を検討していきます。決まり次第、広報やわたや市ホームページ、市公式SNSで改めてお知らせいたします。

## 支払方法

インストールした対応スマートフォンアプリを起動し、納付書に記載されたバーコードをスマートフォンで読み取ってお支払いください(図)。  
※利用方法など詳しくは、アプリの運営会社のホームページをご覧ください。



※お支払いはPayPay残高のみとなります。クレジットカードでのお支払いはできませんので予めご了承ください。



カンタン  
3ステップで納付完了!



## 利用上の注意事項

- 領収証書は発行されませんので、必要な人は市役所や金融機関、コンビニで納付してください。
- すぐに納税納付証明書が必要な人は、金融機関などで納付後に受け取った領収証書などを持って税務課収納係で申請してください。
- スマホ決済で納付済みの納入通知書は再度使用(二重払い)しないようご注意ください(納付状況はアプリ内の履歴でご確認ください)。
- 納付手続き完了後は取り消しができません。
- 決済手数料は不要ですが、通信料は自己負担となります。

## スマートフォン決済で納付できない納付書

- バーコード印字のないものや納付期限または使用期限が過ぎたもの
  - 破損・汚損等でバーコードが読み取れないもの
  - 金額が訂正されたもの
  - 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ※アプリ内で設定されたご利用上限金額により納付が制限される場合があります。

## 口座振替

指定された口座から各納期限日に自動的に引き落とししますので、納め忘れがありません。希望される人はお早めに申し込みをお願いします。  
取扱金融機関や申込方法は、納付書を発行する担当課までお問い合わせください。  
※市税・料に関する三菱UFJ銀行での口座振替および窓口納付の取り扱いは、令和3年3月31日で終了しました。

## コンビニ納付

バーコードが印字された納付書をコンビニのレジに提出し、お支払いください。お支払いの際は、納付書に記載されている納期・金額を必ずご確認ください。お支払い後に発行される領収証書は、大切に保管してください。  
※納付可能なコンビニの一覧は納付書に記載されています。お支払いに関する注意事項などは、納付書を発行する担当課までお問い合わせください。

その他の納付方法

## 認定長期優良住宅を新築で 固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸当たり120㎡(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1を減額します。  
▽住宅の種類  
①令和4年3月31日までに新築されたもの  
②京都府知事の認定を受けていること  
③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること  
④床面積が50㎡以上(併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以上)280㎡以下であること  
▽減額期間  
新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構

## 固定資産の価格等の縦覧ができます

土地または家屋の固定資産税の納税者の皆さんは、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、市内の他の土地または家屋の価格との比較ができるよう縦覧帳簿を見ることができます。  
▽縦覧期間 4月1日(木)~5月31日(月)(土・日・祝日除く)  
▽時間 午前9時~午後4時  
※納税者は所有される固定資産に応じた縦覧帳簿を無料で縦覧できます。  
▽縦覧場所 税務課資産税係  
▽縦覧に必要なもの 印かん、納税通知書(ない場合は運転免許証・健康保険証など、本人確認できる書類)  
縦覧期間中は無料で名寄せの交付が受けられます。時間、場所、無料交付に必要なものは、前述のとおりです(縦覧期間以外の名寄せの交付については、1件300円の手数料をいただきます)。  
固税務課資産税係(☎983-2480)

造および耐火構造住宅は新築後7年間)。  
▽手続き  
認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。  
※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。  
※一般の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。  
固税務課資産税係(☎983-2480)